



日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

参考資料

顧客情報の取扱いの禁止行為拡充に係る「協会員の 従業員に関する規則」等の一部改正について

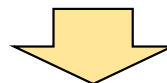
2023年6月20日

1. 従業員規則7条15号の改正案

現行の禁止規定

15号 職務上知り得た秘密（特定業務会員においては特定業務に係るものに、特別会員にあっては登録金融機関業務に係るものに限る。）を漏洩すること。

顧客に関する情報のより一層の保護を図るために、
禁止行為を拡充



禁止規定の改正案	備考
15号 顧客に関する情報（見込み顧客及び引受部門、投資銀行部門等の顧客に関する情報を含み、公知の情報を除く。以下この号において同じ。）について、次に掲げる行為を行うこと。	いずれの禁止行為も正当な理由（法令・規則に基づく場合等）がある場合は含まない。 過失により生じた事象も禁止規定の違反として捉える。
イ 従業員が協会員を退職する場合（第2条第6号イの出自により受け入れた者については帰任する場合、同号ロに定める者については派遣契約が終了する場合をいう。）において、顧客に関する情報を当該協会員に返却又は消去しないこと。	顧客に関する情報に記憶情報は含まない。
ロ 他の協会員の顧客に関する情報又は金融商品仲介業者若しくは個人金融商品仲介業者の金融商品仲介業の顧客に関する情報を不正に取得すること。	受動的に（自らの意思によらずに）顧客に関する情報を取得した場合は含まない。 他者への唆し行為により他の協会員の顧客に関する情報を取得する場合を含む。
ハ イにより保持若しくはロにより取得した顧客に関する情報又は金融商品仲介業規則第24条第15号イにより保持若しくは同号ロにより取得した顧客に関する情報を職務に使用すること。	「イにより保持した顧客情報」に記憶情報は含まない。
ニ 他者がイにより保持若しくはロにより取得した顧客に関する情報又は金融商品仲介業規則第24条第15号イにより保持若しくは同号ロにより取得した顧客に関する情報であることを知りながら当該情報を職務に使用すること。	「イにより保持若しくはロにより取得」する者と「情報を職務に使用する」者とが別の者であることを想定した条項である。
ホ 顧客に関する情報を漏えいすること。	「顧客に関する情報」には、適法に取得した情報のほか、イの返却・消去していない情報及びロの不正取得した情報を含む。

2. 従業員規則改正案のポイント



ポイント1：現行の7条15号を取り込んだ改正

⇒「職務上知り得た秘密」を「顧客に関する情報」に置き換えたうえで、現行の7条15号を土台にして禁止行為を拡充

ポイント2：「顧客に関する情報」への置き換え

⇒「職務上知り得た秘密」の範囲と「顧客に関する情報」の範囲は同様であるものの、規制趣旨に沿った文言とすべく置き換えた※。

なお、個人情報に限らず法人顧客に関する情報も含まれ、法人顧客に関する情報については投資家としての活動に係る情報のみならず発行体としての活動に係る情報が含まれる。協会員における金融商品取引業及び登録金融機関業務以外の業務に係る顧客の情報は、「顧客に関する情報」には含まれない。

※ 改正前従業員規則における「職務上知り得た秘密」に該当しない情報（協会員自身の取引情報やノウハウ等）は、改正後従業員規則における「顧客に関する情報」に該当する情報としては取り扱わないものの、協会員においてこれら情報の社外への漏えい等を防止するために必要な役職員への教育・管理を行うことは当然の対応であると考えられる。

ポイント3：過失により生じた事案の取扱い

⇒イ～ホのすべての態様について、過失により生じた事案も規則違反に該当する

ポイント4：転得情報の使用・漏えいの禁止行為化

⇒転得した顧客に関する情報がイ（不返却・不消去）により保持又はロ（不正取得）により取得されたものであることを知りながら、当該情報を使用する行為を禁止行為「二」、同漏えいする行為を禁止行為「ホ」として取り扱う

3. 各禁止行為の概要

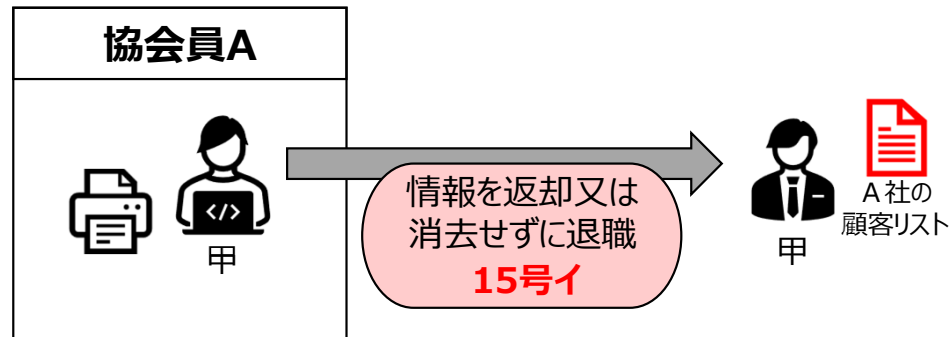
1. 退職時の顧客情報の不返却・不消去

イ 従業員が協会員を退職する場合（第2条第6号イの出向により受け入れた者については帰任する場合、同号ニに定める者については派遣契約が終了する場合をいう。）において、顧客に関する情報を当該協会員に返却又は消去しないこと。

○想定される違反事例○

- ✓ 従業員甲は、過去に協会員Aの端末から印刷した顧客リストを手元に留めたまま返却せずに、協会員Aを退職した。【禁止行為発生のイメージを参照】
- ✓ 協会員Bの従業員乙は、私用情報端末に顧客に関する情報をダウンロードしたものの私用端末から情報を消去せずに、協会員Bを退職した。

○禁止行為発生のイメージ○



※違反事由が発覚した場合の事故報告の主体は退職した従業員が所属していた協会員

※従業員が職務遂行以外の場面で、私的な交友関係を通じて取得する情報については、本禁止行為の適用範囲外であると考えられる。（例：退職する従業員と顧客の間に私的な交友関係があり、従業員の私用携帯電話に当該顧客の連絡先が私的な交友関係に係るものとして登録されている場合に、本禁止行為は当該連絡先の削除を求めるものではない。）

※記憶した情報（記憶情報）は、本禁止行為の対象とならない。ただし、役職員が記憶した情報の取扱いについては、退職後に就職した協会員における営業活動に利用した場合に、顧客が意図しない勧誘を受けたことによる苦情や、退職前に勤務していた協会員からのクレーム発生等により、顧客や他の協会員との間のトラブルに発展する恐れもあるため、協会員においては、こうした観点にも留意して役職員の教育・管理を行う必要があると考えられる。

3. 各禁止行為の概要

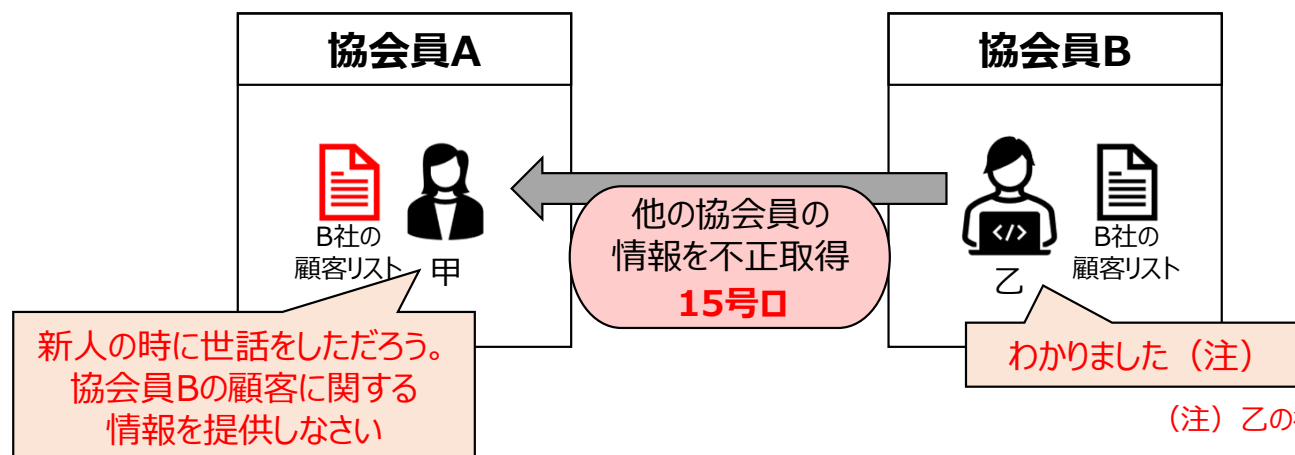
2. 他の協会員等の顧客情報の不正取得

□ 他の協会員の顧客に関する情報又は金融商品仲介業者若しくは個人金融商品仲介業者の金融商品仲介業の顧客に関する情報を不正に取得すること。

○想定される違反事例○

- ✓ 協会員 A に勤務する従業員甲は、協会員 B に勤務する従業員乙に対して協会員 B の顧客に関する情報を自己に渡すよう唆して、従業員乙から協会員 B の顧客に関する情報を取得した。【禁止行為発生のイメージを参照】
- ✓ 協会員 C に勤務する従業員丙は、以前協会員 D に勤務していた丁が協会員 D の顧客に関する情報を有していることを知って、丁に協会員 D の顧客に関する情報を提供するように要請し、丁から協会員 D の顧客に関する情報を取得した。

○禁止行為発生のイメージ○



(注) 乙の行為は、15号ホ（漏えい）に該当する。

※違反事由が発覚した場合の事故報告の主体は不正取得を行った従業員が所属する協会員

※例えば、他の協会員、金融商品仲介業者や個人金融商品仲介業者から唆すことにより取得した場合は本禁止行為に該当することとなる。他人に取得させた情報を自らが取得する行為（例えば、他の協会員から転職してきた自社の従業員に不正取得させて、当該従業員から自分が取得する行為など）も含む。

※他の協会員の顧客に関する情報を受領者において受動的に（自らの意思によらずに）取得してしまった場合は、本禁止行為には該当しない。

3. 各禁止行為の概要

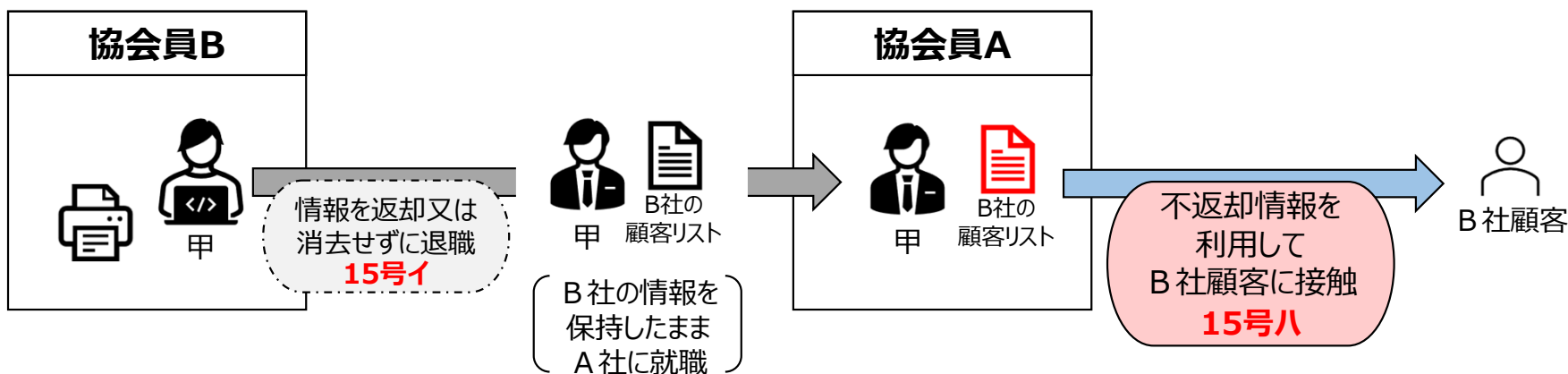
3. 不正取得等（不返却等又は不正取得）した情報の使用

ハ イにより保持若しくはロにより取得した顧客に関する情報又は金融商品仲介業規則第24条第15号イにより保持若しくは同号ロにより取得した顧客に関する情報を職務に使用すること。

○想定される違反事例○

- ✓ 協会員 A に勤務する従業員甲は、自身が以前に勤務していた協会員 B に返却せずに保持していた協会員 B の顧客に関する情報を、協会員 A における顧客獲得のための営業活動に使用した。【禁止行為発生のイメージを参照】
- ✓ 協会員 C に勤務する従業員乙は、不正取得（新禁止行為ロ）した法人顧客のファイナンスに関する情報を参考に、当該情報自体は伝えていないものの、他の顧客にファイナンスの規模や時期に係る助言を行った。

○禁止行為発生のイメージ○



※違反事由が発覚した場合の事故報告の主体は不返却等又は不正取得した情報を職務に使用した従業員が所属する協会員

※「イにより保持」について、記憶した情報（記憶情報）は対象とならない。ただし、役職員が記憶した情報の取扱いについては、退職後に就職した協会員における営業活動に利用した場合に、顧客が意図しない勧誘を受けたことによる苦情や、退職前に勤務していた協会員からのクレーム発生等により、顧客や他の協会員との間のトラブルに発展する恐れもあるため、協会員においては、こうした観点にも留意して役職員の教育・管理を行う必要があると考えられる。

3. 各禁止行為の概要

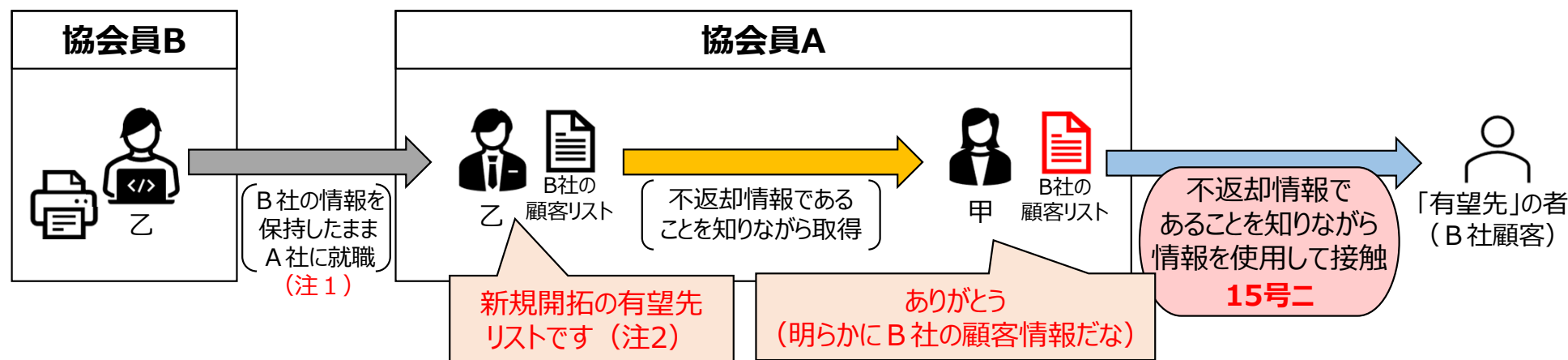
4. 他者が不返却等又は不正取得した情報（転得情報）の使用

ニ 他者がイにより保持若しくはロにより取得した顧客に関する情報又は金融商品仲介業規則第24条第15号イにより保持若しくは同号ロにより取得した顧客に関する情報であることを知りながら当該情報を職務に使用すること。

○想定される違反事例○

- ✓ 協会員 A に勤務する従業員甲は、同僚である従業員乙から、従業員乙が以前に勤務していた協会員 B に返却せずに保持している顧客に関する情報であることを知りながら当該情報入手し、営業活動に使用した。【禁止行為発生のイメージを参照】
- ✓ 協会員 C に勤務する従業員丙は、同僚である従業員丁から新規開拓の有望先に係る情報の提供を受けた。従業員丙は、当該情報の提供を受けた段階では、従業員丁が当該情報を入手した経緯を知らなかったが、その後、当該情報が従業員丁が以前に勤務していた協会員 D に返却せずに保持している顧客に関する情報であることを知りながら、当該情報を営業活動に使用した。

○禁止行為発生のイメージ○



(注1) 乙の行為は、15号イ（不返却等）に該当する。

(注2) 乙の行為は、15号ホ（漏えい）に該当する。

※違反事由が発覚した場合の事故報告の主体は不返却等又は不正取得された情報を職務に使用した従業員が所属する協会員

3. 各禁止行為の概要

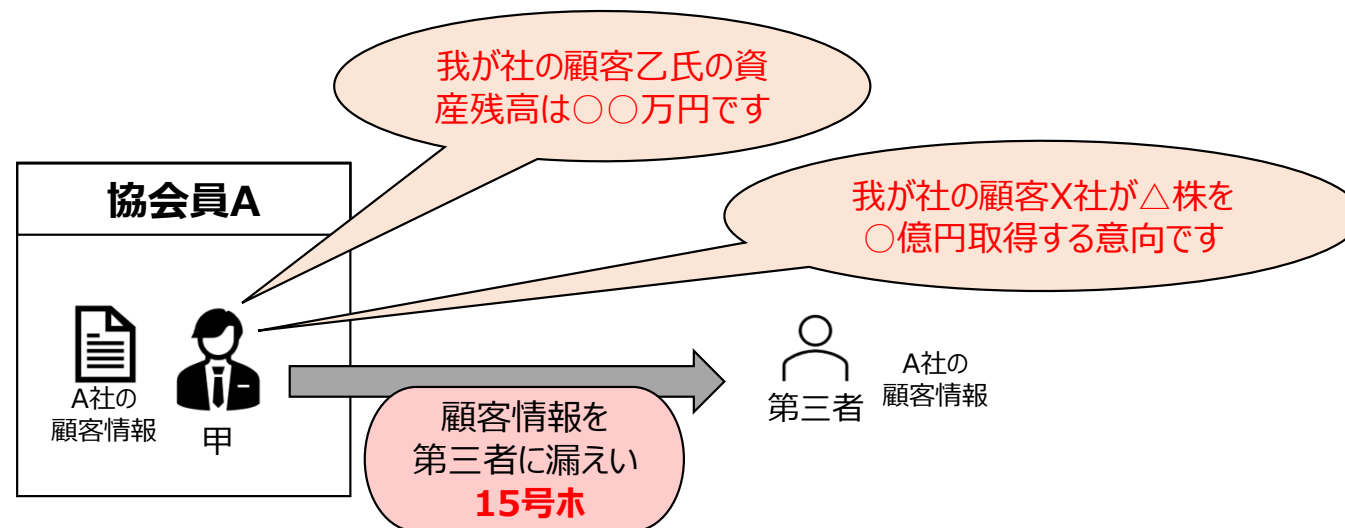
5. 顧客に関する情報の漏えい（不返却・不消去の情報の漏えい、不正取得した情報の漏えい、漏えい時悪意の転得情報の漏えいを含む）

ホ 顧客に関する情報を漏えいすること。

○想定される違反事例○

- ✓ 協会員 A に勤務する従業員甲は、協会員 A の顧客に関する情報の内容を第三者に話してしまった。【禁止行為発生のイメージを参照】
- ✓ 上記の他、提供を受けた「イにより保持又ロにより取得された顧客に関する情報」を漏えいするケースや、提供を受けた時点では「イにより保持又ロにより取得された顧客に関する情報」であることを知らなかったものの、その後「イにより保持又ロにより取得された顧客に関する情報」であることを知ったうえで当該情報を漏えいするケースも本禁止行為に該当する。

○禁止行為発生のイメージ○



※違反事由が発覚した場合の事故報告の主体は情報を漏えいした従業員が所属する協会員

※「ロ」の不正に取得した顧客に関する情報を第三者に漏らした場合や、イにより保持若しくはロにより取得された情報であることを知りながら当該情報を第三者に漏らした場合には、本禁止行為に該当することとなる。

4. 仲介業規則24条15号の改正案

現行の禁止規定

15号 金融商品仲介業により知り得た秘密を漏洩すること。

顧客に関する情報のより一層の保護を図るために、
禁止行為を拡充



禁止規定の改正案

備考

15号 顧客に関する情報（見込み顧客を含み、公知の情報を除く。以下この号において同じ。）について、次に掲げる行為を行うこと。

いずれの禁止行為も正当な理由（法令・規則に基づく場合等）がある場合は含まない。
過失により生じた事象も禁止規定の違反として捉える。

イ 次の（１）又は（２）に掲げる行為

（１）外務員が金融商品仲介業者を退職する場合において、金融商品仲介業の顧客に関する情報を当該金融商品仲介業者に返却又は消去しないこと。

（２）個人金融商品仲介業者が所属協会員との金融商品仲介業に係る業務委託契約を解除する場合において、金融商品仲介業の顧客に関する情報（当該所属協会員の顧客に関する情報に限る。）を当該所属協会員に返却又は消去しないこと。

金融商品仲介業の特性に鑑みて（１）と（２）に分けて規定している。
顧客に関する情報に記憶情報は含まない。

ロ 協会員の顧客に関する情報又は他の金融商品仲介業者若しくは他の個人金融商品仲介業者の金融商品仲介業の顧客に関する情報を不正に取得すること。

受動的に（自らの意思によらずに）顧客に関する情報を取得した場合は含まない。
他者への唆し行為により他の協会員の顧客に関する情報を取得する場合を含む。

ハ イにより保持若しくはロにより取得した顧客に関する情報又は従業員規則第7条第15号イにより保持若しくは同号ロにより取得した顧客に関する情報を職務に使用すること。

「イにより保持した顧客情報」に記憶情報は含まない。

ニ 他者がイにより保持若しくはロにより取得した顧客に関する情報又は従業員規則第7条第15号イにより保持若しくは同号ロにより取得した顧客に関する情報であることを知りながら当該情報を職務に使用すること。

「イにより保持若しくはロにより取得」する者又は「従業員規則7条15号イにより保持若しくはロにより取得」する者と「情報を職務に使用する」者とが別の者であることを想定した条項である。

ホ 顧客に関する情報を漏えいすること。

「顧客に関する情報」には、適法に取得した情報のほか、イの返却・消去していない情報及びロの不正取得した情報を含む。

5. 仲介業規則改正案のポイント



ポイント1：現行の24条15号を取り込んだ改正

⇒「金融商品仲介業により知り得た秘密」を「顧客に関する情報」に置き換えたうえで、現行の24条15号を土台にして禁止行為を拡充

ポイント2：「顧客に関する情報」への置き換え

⇒「金融商品仲介業により知り得た秘密」の範囲と「顧客に関する情報」の範囲は同様であるものの、規制趣旨に沿った文言とすべく置き換えた。見込み顧客や法人顧客に関する情報の考え方は従業員規則と同様。なお、金融商品仲介業者においては、所属協会員から顧客に関する情報の提供を受けるケース（端末を通じて所属協会員の顧客情報画面を閲覧する等）と、仲介業者が金融商品仲介業において顧客自身から直接当該顧客に関する情報の提供を受けるケースがあるが、どちらのケースに係る情報も「顧客に関する情報」の範囲に含まれる

ポイント3：個人金融商品仲介業者を踏まえて「契約解除」を想定

⇒個人金融商品仲介業者には「退職」が生じないため、24条15号イ（不返却・不消去）の（2）においては「契約解除」を想定

ポイント4：過失により生じた事案の取扱い

⇒イ～ホのすべての態様について、過失により生じた事案も規則違反に該当する

ポイント5：転得情報の使用・漏えいの禁止行為化

⇒転得した顧客に関する情報がイ（不返却・不消去）により保持又はロ（不正取得）により取得されたものであることを知りながら、当該情報を使用する行為を禁止行為「二」、同漏えいする行為を禁止行為「ホ」として取り扱う

注：従業員規則改正案のポイントと異なる部分について下線を付記。

6. 各禁止行為の概要（仲介業規則）

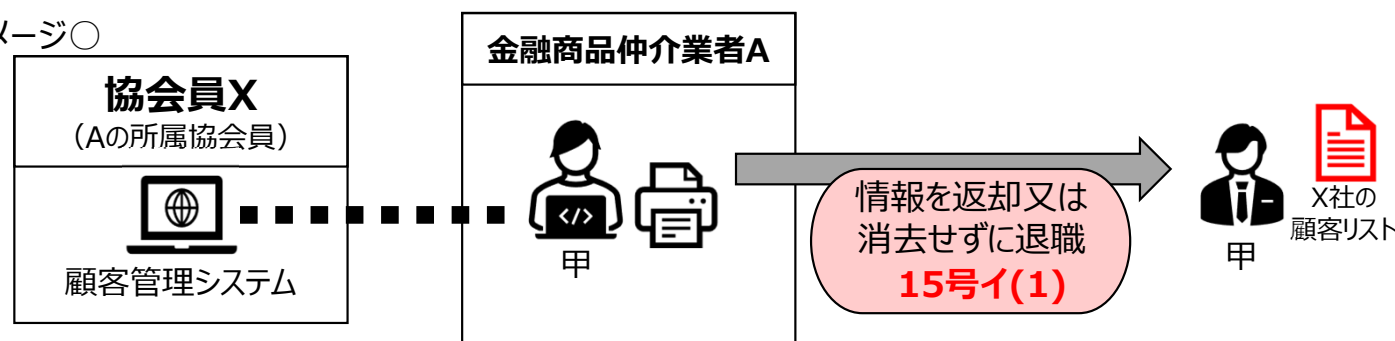
1. 退職時・契約解除時の顧客情報の不返却・不消去

- イ (1) 外務員が金融商品仲介業者を退職する場合において、金融商品仲介業の顧客に関する情報を当該金融商品仲介業者に返却又は消去しないこと。
- (2) 個人金融商品仲介業者が所属協会員との金融商品仲介業に係る業務委託契約を解除する場合において、金融商品仲介業の顧客に関する情報（当該所属協会員の顧客に関する情報に限る。）を当該所属協会員に返却又は消去しないこと。

○想定される違反事例○

- ✓ 金融商品仲介業者A社の外務員甲は、A社の所属協会員である協会員Xが提供するシステムの顧客管理画面からXの顧客に関する情報が記載された資料を印刷して手元に留め置いていたが、甲はA社を退職するにあたり、当該資料をA社に返却せずに、A社を退職した。【禁止行為発生のイメージを参照】
- ✓ 個人金融商品仲介業者である乙は、協会員Yを所属協会員としており、協会員Yが提供するシステムの顧客管理画面から顧客に関する情報のデータをダウンロードして手元に留め置いていたが、乙はYとの間で金融商品仲介業の業務委託契約を解除するに際して、当該データを消去しなかった。

○禁止行為発生のイメージ○



※違反事由が発覚した場合の事故報告の主体は(1) 退職した外務員が所属していた金融商品仲介業者の所属協会員、(2) 個人金融商品仲介業者が委託契約を締結していた所属協会員

※職務遂行以外の場面で、私的な交友関係を通じて取得する情報については、そもそも本禁止行為の適用範囲外であると考えられる。（例：退職する外務員と顧客の間に私的な交友関係があり、外務員の私用携帯電話に当該顧客の連絡先が私的な交友関係に係るものとして登録されている場合に、本禁止行為は当該連絡先の削除を求めるものではない。）

※記憶した情報（記憶情報）は、本禁止行為の対象とならない。ただし、記憶した情報の取扱いについては、例えば、金融商品仲介業者を退職後に別の金融商品仲介業者の外務員として営業活動に利用した場合に、顧客が意図しない勧誘を受けたことによる苦情や、退職前に勤務していた仲介業者の所属協会員からのクレーム発生といった、顧客や他の協会員、他の金融商品仲介業者との間のトラブルに発展する恐れもあるため、所属協会員においては、こうした観点にも留意して仲介業者の指導・監督を行う必要があると考えられる。

6. 各禁止行為の概要（仲介業規則）

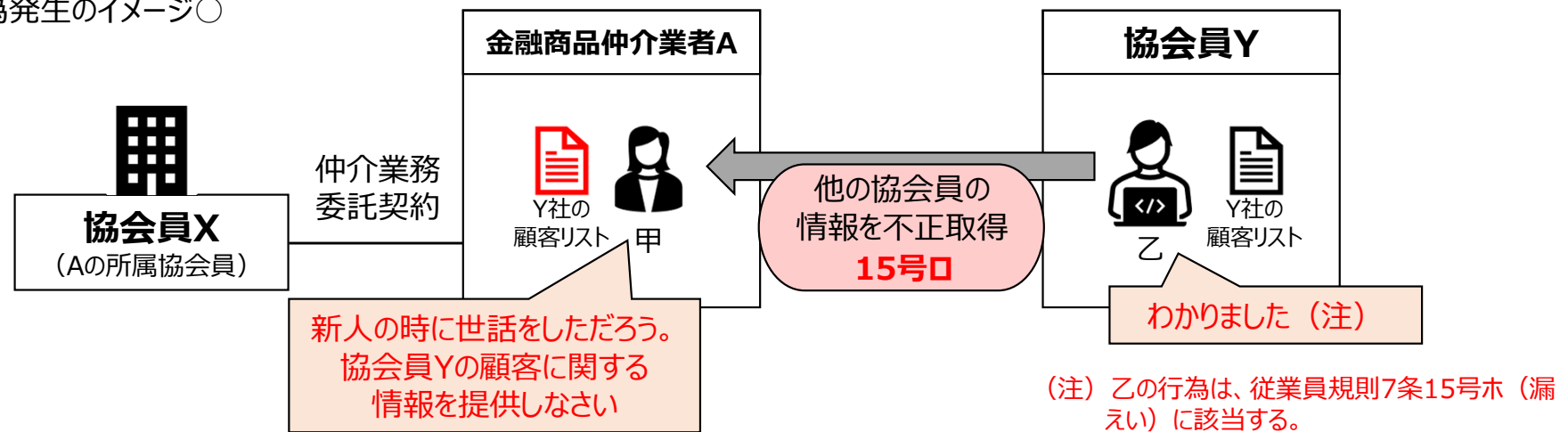
2. 正当な理由のない（不正な）他の協会員等の顧客情報の取得

□ 協会員の顧客に関する情報又は他の金融商品仲介業者若しくは他の個人金融商品仲介業者の金融商品仲介業の顧客に関する情報を不正に取得すること。

○想定される違反事例○

- ✓ 協会員Xを所属協会員とする金融商品仲介業者A社に勤務する外務員甲は、協会員Yに勤務する従業員乙に対して協会員Yの顧客に関する情報を自己に渡すよう唆して、従業員乙を通じて協会員Yの顧客に関する情報を取得した。【禁止行為発生のイメージを参照】
- ✓ 協会員Xを所属協会員とする金融商品仲介業者Bに勤務する外務員丙は、協会員Zを所属協会員とする金融商品仲介業者Cの外務員丁に対してCの金融商品仲介業に関する顧客に関する情報を自己に渡すよう唆して、外務員丁を通じてCの金融商品仲介業に関する顧客に関する情報を取得した。

○禁止行為発生のイメージ○



※違反事由が発覚した場合の事故報告の主体は不正取得を行った外務員が所属する金融商品仲介業者の所属協会員又は不正取得を行った個人金融商品仲介業者の所属協会員

※例えば、協会員、他の金融商品仲介業者や個人金融商品仲介業者から唆すことにより取得した場合は本禁止行為に該当することとなる。他人に取得させた情報を自らが取得する行為（例えば、協会員から転職してきた自社の従業員や、協会員から他業の会社に転職した者に不正取得させて自らが取得する行為など）も含む。

※協会員の顧客に関する情報や金融商品仲介業の顧客に関する情報を受領者において受動的に（自らの意思によらずに）取得してしまった場合は、□には該当しない。

6. 各禁止行為の概要（仲介業規則）

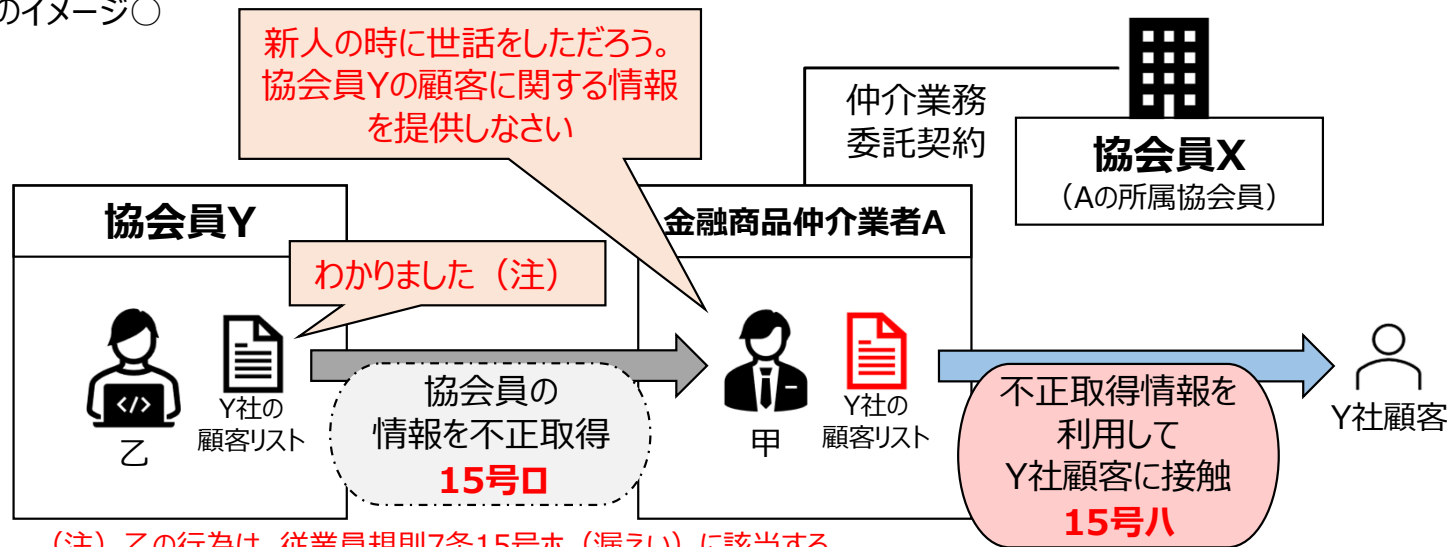
3. 不正取得等（不返却等又は不正取得）した情報の使用

ハ イにより保持若しくはロにより不正取得した顧客に関する情報又は従業員規則第7条第15号イにより保持若しくは同号ロにより取得した顧客に関する情報を職務に使用すること。

○想定される違反事例○

- ✓ 協会員Xを所属協会員とする金融商品仲介業者A社の外務員甲は、協会員Yに勤務する従業員乙に対して協会員Yの顧客に関する情報を自己に渡すよう唆して、従業員乙から協会員Yの顧客に関する情報を取得し、当該顧客に関する情報を金融商品仲介業者A社の営業活動に使用した。【禁止行為発生のイメージを参照】
- ✓ 協会員Xを所属協会員とする金融商品仲介業者A社の外務員甲は、自身が以前に勤務していた協会員Yに返却せずに保持していた協会員Yの顧客に関する情報を、金融商品仲介業者A社における営業活動に使用した。

○禁止行為発生のイメージ○



(注) 乙の行為は、従業員規則7条15号ホ（漏えい）に該当する。

※違反事由が発覚した場合の事故報告の主体は不正取得等又は不正取得した情報を職務に使用した外務員が所属する金融商品仲介業者の所属協会員又は不正取得等又は不正取得した情報を職務に使用した個人金融商品仲介業者の所属協会員

※「イにより保持」について、記憶した情報（記憶情報）は対象とならない。ただし、記憶した情報の取扱いについては、例えば、金融商品仲介業者を退職後に別の金融商品仲介業者の外務員として営業活動に利用した場合に、顧客が意図しない勧誘を受けたことによる苦情や、退職前に勤務していた仲介業者の所属協会員からのクレーム発生といった、顧客や他の協会員、他の金融商品仲介業者との間のトラブルに発展する恐れもあるため、所属協会員においては、こうした観点にも留意して仲介業者の指導・監督を行う必要があると考えられる。

二 他者がイにより保持若しくはロにより取得した顧客に関する情報又は従業員規則第7条第15号イにより保持若しくは同号ロにより取得した顧客に関する情報であることを知りながら当該情報を職務に使用すること。

- ✓ 協会員Xを所属協会員とする金融商品仲介業者A社の外務員甲は、同僚である外務員乙から新規開拓の有望先に係る情報の提供を受け、当該情報が外務員乙において以前に勤務していた金融商品仲介業者B社から不正に取得した、B社の所属協会員である協会員Yの顧客に関する情報であることを知りながら、当該情報を金融商品仲介業者A社における営業活動に使用した。【禁止行為発生のイメージを参照】
- ✓ 協会員Xを所属協会員とする金融商品仲介業者A社の外務員丙は、同僚である外務員丁から新規開拓の有望先に係る情報の提供を受けた。外務員丙は、当該情報の提供を受けた段階では、外務員丁が当該情報を入手した経緯を知らなかったが、その後、当該情報が外務員丁が以前に勤務していた協会員Yに返却せずに保持している顧客に関する情報であることを知りながら、当該情報を営業活動に使用した。

○禁止行為発生のイメージ○

仲介業務委託契約

協会員Y
(Bの所属協会員)

金融商品
仲介業者B

金融商品仲介業者A

協会員X
(Aの所属協会員)

乙 Y社の顧客リスト

甲 Y社の顧客リスト

「有望先」の者
(Y社顧客)

不正取得情報であることを知りながら取得

不正取得情報であることを知りながら情報を使用して接触

15号二

新規開拓の有望先リストです (注2)

ありがとうございます (明らかにY社の顧客情報だな)

(注1) 乙の行為は仲介業規則24条15号ロ (不正取得) に該当する。

(注2) 乙の行為は、仲介業規則24条15号ホ (漏えい) に該当する。

© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved.

6. 各禁止行為の概要（仲介業規則）

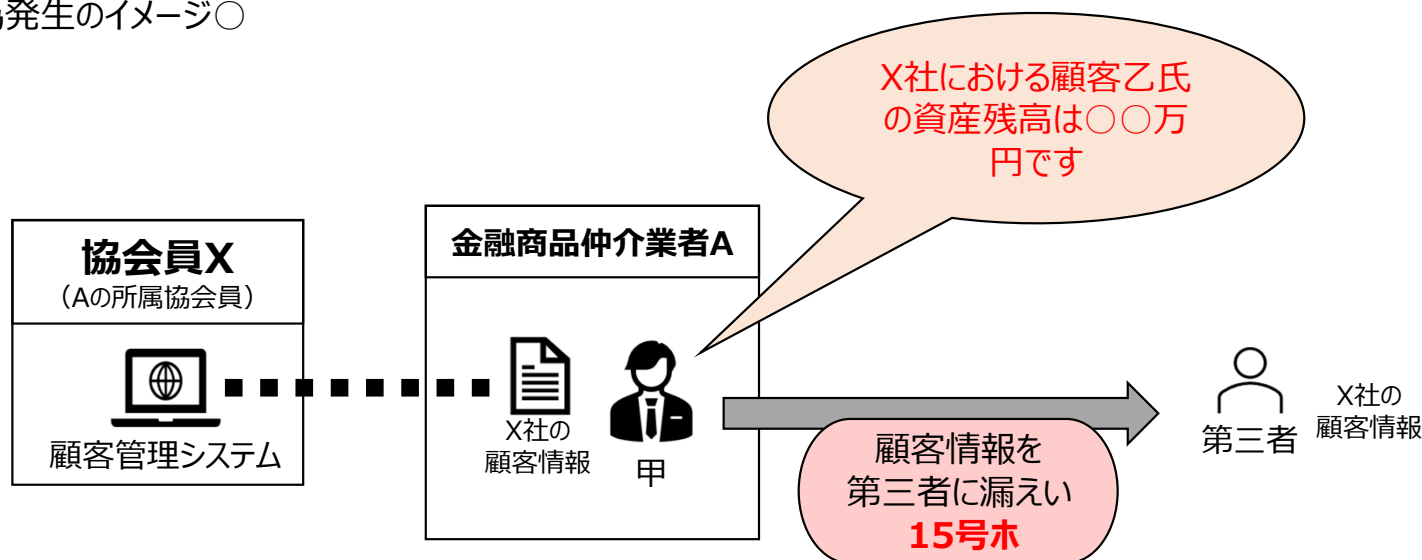
5. 職務上知り得た秘密の漏えい（現行）、不返却・不消去の情報の漏えい、不正取得した情報の漏えい、漏えい時悪意の転得情報の漏えい

ホ 顧客に関する情報を漏えいすること。

○想定される違反事例○

- ✓ 協会員Xを所属協会員とする金融商品仲介業者A社に勤務する外務員甲は、協会員Xの顧客に関する情報の内容を第三者に話してしまった。【禁止行為発生のイメージを参照】
- ✓ 上記の他、提供を受けた「イにより保持又ロにより取得された情報」を漏えいするケースや、提供を受けた時点では「イにより保持又ロにより取得された情報」であることを知らなかったものの、その後「イにより保持又ロにより取得された情報」であることを知ったうえで当該情報を漏えいするケースも新禁止行為ホに該当する。

○禁止行為発生のイメージ○



※違反事由が発覚した場合の事故報告の主体は情報を漏えいした外務員が所属する金融商品仲介業者の所属協会員又は情報を漏えいした個人金融商品仲介業者の所属協会員

※「ロ」の不正に取得した情報を第三者に漏らした場合や、イにより保持若しくはロにより取得された情報であることを知りながら当該情報を第三者に漏らした場合には、禁止行為の「漏えい」に該当することとなる。

7. 投資勧誘規則の改正案

・従業員規則等の改正により禁止行為を拡充することに伴い、投資勧誘規則においても当該拡充を踏まえた内容の改正を行う

改正案	現 行	備 考
(顧客カードの整備等)	(顧客カードの整備等)	
第5条 (現行どおり)	第5条 (省 略)	
(削 る)	<u>2 協会員は、顧客について顧客カード等により知り得た秘密を他に洩らしてはならない。</u>	・第5条第2項は「顧客カード等」を削除したうえで、第5条から独立した条文として規定。
<u>2 協会員は、顧客カードについて、電磁的方法により作成及び保存することができる。</u>	<u>3 協会員は、顧客カードについて、電磁的方法により作成及び保存することができる。</u>	・第5条第3項を第2項に繰上げ。
(顧客情報の漏えい等の禁止)		・第13条の2として条文を新設。
<u>第13条の2 協会員は、顧客に関する情報（見込み顧客及び引受部門、投資銀行部門等の顧客に関する情報を含み、公知の情報を除く。次項において同じ。）を漏えいしてはならない。</u>	(新 設)	・第1項において、従業員規則と同様に見込み顧客や法人顧客を含む趣旨で「顧客に関する情報」を定義したうえで、「自社の顧客情報の漏えい」を禁止。
<u>2 協会員は、他の協会員、金融商品仲介業者（定款第3条第9号に規定する金融商品仲介業者をいう。）又は個人金融商品仲介業者（「金融商品仲介業者に関する規則」第3条の2に規定する個人金融商品仲介業者をいう。）の顧客に関する情報を不正に取得し、又は不正に取得した顧客に関する情報を業務に使用し若しくは漏えいしてはならない。</u>	(新 設)	・第2項において、「他の協会員等の顧客情報の不正取得」「他の協会員等から不正取得した顧客情報の使用」「他の協会員等から不正取得した顧客情報の漏えい」を禁止。 ・不正取得等の禁止の対象には、金融商品仲介業者及び個人金融商品仲介業者を含む。 ・「不正取得」や「使用」の考え方は従業員規則と同様。

8. 投資勧誘規則改正案のポイント



ポイント1：現行の5条2項を取り込んだ改正

⇒現行の5条2項を土台にして、「顧客カード等により知り得た秘密」を「顧客に関する情報」に置き換えたうえで、「顧客情報の漏えい等の禁止」として位置づけ、禁止行為を拡充

ポイント2：「顧客に関する情報」の範囲

⇒従業員規則における「顧客に関する情報」と同様の範囲

従業員規則の改正案を受けた改正であることから、見込み顧客や法人顧客に関する情報が含まれるといった考え方は従業員規則と同様であり、金融商品仲介業に係る顧客に関する情報については、仲介業者が顧客自身から直接当該顧客に関する情報の提供を受けるケースも想定できるため、こうしたケースに係る情報も「顧客に関する情報」の範囲に含まれる

ポイント3：禁止行為の範囲

⇒漏えいに加え、「不正に取得」、「業務に使用」を禁止行為化

従業員規則において不正取得情報の使用・漏えいを禁止行為としていることから、投資勧誘規則においても同様に不正取得した顧客に関する情報を使用する行為や漏えいする行為は禁止行為として取り扱う

なお、従業員規則に設けるイ（退職時の不返却・不消去）については、会社としての行為類型に馴染まないと考えられることから、投資勧誘規則における禁止行為の対象外としている